

認定外道路取扱要綱

昭和54年4月1日制定

(目的)

第1条 この要綱は、市道の認定基準に該当しない道路（通園、通学等の道路も含む。以下「認定外道路」という。）のうち日常生活道として、不特定多数の利用者があり、かつ、公共性の高いものについて路面の舗装及び舗装補修（以下「舗装等」という。）を行い、もって、本市住民の生活環境の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。

(舗装等の対象)

第2条 市長は、毎年度予算の範囲内で次の各号に該当する認定外道路について、関係する住民からの申請に基づき路面の舗装等を行う。

- (1) 道路の有効幅員が1 m以上であること。
- (2) 国道、県道、市道（2 m以上の道路）の公道に連絡し、通り抜けができる道路であること。
- (3) 赤線道（公道）又は公衆用道路であること。
- (4) 農道又はこれに準ずる道路でないこと。
- (5) 当該道路の沿線に土地・建物ともに5戸以上の所有者のあるもの又は公共公益性の高い施設へ通り抜けができる道路であること。ただし、市長が特に認めた場合はこの限りでない。
- (6) 舗装等について、地元関係者及び地権者の同意が得られること。
- (7) 水利権に関係する道路にあつては、舗装等について、当該水利組合の同意が得られること。
- (8) 道路敷地内に個人名義の土地がある場合は、当該地権者の通行承諾書のある道路であること。
- (9) この要綱により舗装した道路については、以後市道認定はしない。ただし、特別な場合は除くものとする。

(道路管理)

第3条 認定外道路の管理は、関係地区住民の責任においてこれを行うものとする。

(申請)

第4条 認定外道路の舗装等を申請する場合は、申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 地元関係者及び地権者の同意書（第2号様式）
- (2) 道路調書（第3号様式）
- (3) 水利権に関係する場合は、該当水利組合の同意書
- (4) 道路敷地内に個人名義の土地がある場合は、当該地権者の通行承諾書
- (5) 位置図及び関係道路図面
- (6) その他市長が必要と認める書類

附 則

この要綱は、昭和54年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、昭和55年11月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成3年7月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成8年3月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成11年7月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成14年 1月 1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成29年 4月 1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年9月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成31年3月13日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

第1号様式

年 月 日

(宛先) 防府市長

(地区) 自治会

申請者

住 所

氏 名

(連絡先)

認定外道路舗装（舗装補修）申請書

別添の道路調書に記載した道路の路面を舗装（舗装補修）されるよう、認定外道路取扱要綱第4条の規定により下記書類を添えて申請します。

(添付書類)

- 1 地元関係者及び地権者の同意書（第2号様式）
- 2 道路調書（第3号様式）
- 3 水利関係者の同意書（水利権が関係する場合）※様式の指定なし
- 4 通行承諾書（道路敷地内に個人名義の土地がある場合）※様式の指定なし
- 5 位置図及び関係道路図面

第2号様式

同意書

年 月 日

- 1 別紙道路調書に記載の場所での舗装工事について同意します。
- 2 舗装工事完了後の道路管理は地元関係者で行うこと及び舗装工事を行った道路が今後市道として認定されないことについて了解します。
- 3 認定外舗装区域内において排水に関する問題が生じた場合は地元関係者で対処します。

地権者・関係者	住 所	氏 名	印

認定外道路舗装（舗装補修）申請の内容について関係する自治会長に説明済みです。
※説明の実施状況を確認するためにレ印の記入をお願いします。

第3号様式

道路調書

道路の所在	防府市
認定外道路の範囲	始点:防府市 地先から
	終点:防府市 地先まで

※ 処理欄

年月日	処理内容